

○仙台市興行場法等の施行に関する規則

昭和五九年九月二九日

仙台市規則第五三号

改正 昭和六一年六月規則第二三号

平成八年三月規則第一四号

平成一二年三月規則第八一号

(題名改称)

平成一三年三月規則第一四号

平成一六年一〇月規則第九七号

平成二五年三月規則第一八号

平成二七年三月規則第四八号

(趣旨)

第一条 この規則は、興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）及び仙台市興行場法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一二、三・全改)

(許可の申請)

第二条 法第二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保健所の支所のうち当該興行場の所在地を所管するものの長（以下「支所長」という。）を経由して保健所長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 興行場の名称及び所在地

三 興行場の種別及び構造設備

四 入場者の定員

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 興行場の周囲の見取図

二 興行場の配置図、各階平面図（客席部の客席の配置及び用途別の床面積を明記したもの）、断面図及び立面図

三 機械換気設備又は空気調和設備の配置及び系統を明らかにした図面

四 換気、冷暖房、防湿、照明等の設備を明らかにする書類

- 五 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し
- 六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項若しくは第七条の二第五項の規定による検査済証の写し又はこれに代わる書類
- 七 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを証する書類  
(平一二、三・平一六、一〇・平二七、三・改正)

(相続による承継の届出)

第三条 法第二条の二第二項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名、生年月日及び住所並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 興行場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書  
(昭六一、六・追加、平一二、三・平二七、三・改正)

(合併又は分割による承継の届出)

第四条 法第二条の二第二項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人又は分割をした法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 合併又は分割の年月日
- 四 興行場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。

(昭六一、六・追加、平一二、三・平一三、三・平二七、三・改正)

(変更の届出)

第五条 興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）は、第二条の申請書又は前二条の届出書に記載した事項を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を十日以内に支所長を経由して保健所長に届け出なければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 興行場の名称及び所在地
- 三 許可年月日及び指令番号
- 四 変更の理由、変更の内容及び変更年月日

2 前項の届出書には、第二条第二項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（平一二、三・全改、平二七、三・改正）

（空気環境基準）

第六条 条例第三条第二号イの市長が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一酸化炭素の含有率は、百万分の十以下とすること
- 二 二酸化炭素の含有率は、百万分の千以下とすること

2 前項各号に掲げる含有率の測定は、客席部中央の床面から七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の高さで行い、検知管方式による検知器で測定するものとする。

（平二五、三・追加）

（照度基準）

第七条 条例第三条第二号ハの市長が定める照度は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 客席部 二百ルクス以上（演技中又は映写中は、〇・ニルクス以上）
- 二 客席部以外の部分で入場者の利用する場所 二十ルクス以上

2 前項各号に掲げる照度の測定は、床面から八十センチメートルの高さで行い、照度計を用いて測定するものとする。

（平二五、三・追加）

（客席等の構造設備の基準）

第八条 条例第三条第三号ロの通路及びいす席、座り席又は立ち席は、次に掲げる基準により設けるものとする。

- 一 客席部の通路は、次に掲げる要件を備えること
- イ 幅員は、六十センチメートル以上とすること

- ロ 入場者の移動、避難又は客席部の清掃に支障のない数以上であること
  - ハ ます席の場合は、二ます以内ごとに横通路又は縦通路を設け、その幅員は四十センチメートル以上とすること
- 二 客席の構造は、次のイからハまでに掲げる客席の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる要件を備えること
- イ いす席
    - (1) 一人の専用幅員は、四十三センチメートル以上とすること
    - (2) 各いす背の間隔（前列のいすの背の背面最先端からこれに面する後列のいすの背の部分又はその延長部分までの水平最短距離をいう。）は、八十センチメートル以上とすること
    - (3) いすは、床に固定すること。ただし、ボックス又はこれに類するものについては、この限りでない。
  - ロ 座り席
    - (1) 一人の専用面積は、〇・三平方メートル以上とすること
    - (2) ます席の場合は、一ますの定員を六人以下とすること
  - ハ 立ち席 一人の専用面積は、〇・二平方メートル以上とすること  
(平二五、三・追加)

(便器の数)

第九条 条例第三条第四号ハの市長が定める数は、各階につき次の表により算出した数値以上とする。

入場者の定員数	入場者の定員に対する便器の数
五十人以下	三
五十人を超え百人以下	五
百人を超え五百人以下	五に百人までを増すごとに二を加えた数
五百人を超えるとき	十三に二百人までを増すごとに二を加えた数

2 前項の場合においては、大便器は、小便器五個以内につき一個設けるものとする。ただし、興行場の種別により、この割合を変えることができる。

(平二五、三・追加)

(休廃止の届出)

第十条 条例第六条の規定により興行場の営業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない

い。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 興行場の名称及び所在地
- 三 許可年月日及び指令番号
- 四 休止の場合にあつては、その内容及び予定期間
- 五 廃止の場合にあつては、廃止年月日

2 前項の廃止の届出書には、許可指令書を添付しなければならない。

（平一二、三・追加、平二五、三・旧第六条繰下・改正、平二七、三・改正）

（管理者の設置等の届出）

第十一条 条例第七条第二項の規定により営業者が管理者を置いたときは、次に掲げる事項を記載した届出書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 管理させる興行場の名称及び所在地
- 四 許可年月日及び指令番号
- 五 営業者が自ら管理しない理由
- 六 管理者の設置年月日

2 条例第七条第三項の規定により営業者が管理者を変更したとき又は管理者を置かなくなったときは、次に掲げる事項を記載した届出書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 興行場の名称及び所在地
- 三 許可年月日及び指令番号
- 四 変更の場合にあつては、変更の内容及び変更年月日
- 五 管理者を置かなくなった場合にあつては、その年月日

（平一二、三・追加、平二五、三・旧第七条繰下・改正、平二七、三・改正）

（実施細目）

第十二条 この規則の実施細目は、健康福祉局長が定める。

(昭六一、六・旧第五条繰下、平八、三・改正、平一二、三・旧第七条繰下、平二五、三・旧第八条繰下)

附 則

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭六一、六・改正)

この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則 (平八、三・改正)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平一二、三・改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の仙台市興行場法施行細則の規定に基づきなされた手続その他の行為で、この規則中これに相当する規定のあるものは、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則 (平一三、三・改正)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平一六、一〇・改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第二項第三号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされる許可の申請について適用し、施行日前になされた許可の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平二五、三・改正)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平二七、三・改正)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。